

地域ぐるみの青少年育成に関する一考察

—児童・生徒に関する表彰条例「子ほめ条例」を中心として—

清水 英男

はじめに

近年、我が国では、地域ぐるみで青少年を育成するという機運が醸成され、様々な取り組みが行われている。つまり、青少年の生活の場である、家庭、学校、地域社会の教育機能が連携や融合を図り、一体となって青少年の成長・発達を支援する活動が盛んになってきているのである。

今日、この地域ぐるみで青少年を育成する活動として「子ほめ条例」が注目されている。その「子ほめ条例」とは、愛称である。そして、現在、市町村が児童・生徒を表彰する条例を制定し施行することやこれらの企画・運営・評価などにかかわるすべてを包括した言葉(以下、実践活動も含めて「子ほめ条例」という。)として用いられている。なお、条例の名称は、「国分寺町児童生徒表彰に関する条例」など、条例を制定した地方公共団体名を冠しているのが一般的である。

青少年の健全育成にかかわる施策として、“まち(市区町村)”全体ですべての青少年のよさを見つけ表彰する子ほめ条例を制定し実践することは、極めて意義のあることである。また、この実践は、実効ある学校教育と社会教育との連携・融合事業を促進する可能性を有している。さらに、子ほめ条例が健やかな青少年の成長・発達を支援する施策として地域ぐるみで生き生きと展開されることは、地域の活性化や教育力の向上にも結びつくといえよう。

本論文は、子ほめ条例に関する先進町村の事例を分析し、子ほめ条例の成果や課題を明らかにすることを目的とした。なお、本論文は、「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの今後の調査研究の方向と体制整備について」(報告)に掲載した筆者のレポート「地域ぐるみで青少年を育てる『子ほめ条例』の現状と実践上の課題」を加筆したものである。

1 健やかな青少年の成長・発達を支援する子ほめ条例の意義

(1) 青少年教育の今後の方向性

今日の我が国の青少年教育は、精神的・物理的な[ゆとり]の中で、生涯にわたって行う学習活動の基礎的・基本的な資質や能力を培うとともに、全人的な[生きる力]を育むという観点に立ってすすめられている。この[生きる力]は、平成8年7月の中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」の中で、これからの教育の在り方の基本的な方向として提唱されたのである。その育成は、大人一人一人が、社会のあらゆる場でき取り組んでいくべき課題であると提言している¹⁾。

また、平成13年7月には、「教育改革国民会議報告」(平成12年12月20日)の「奉仕活動を全員が行う」という提言などを踏まえ、学校教育法や社会教育法の一部が改正された²⁾。その主なねらいは、青少年に対する学校や地域でのボランティア活動など社会奉仕体験活動や自然体験活動などの体験活動を充実するため、学校教育と社会教育との連携などが容易に行われるように条件を整備したことといえよう。

さらに、平成14年7月の今後の家庭教育支援の充実についての懇談会報告「『社会の宝』として子どもを育てよう」では、社会全体が家庭における子育てや教育をも応援し支えていく必要性を提唱している³⁾。

これらのことを踏まえた今後の青少年教育の主な課題は、地域の人びとが一体となり地域を舞台とした体験的な学習や活動を効果的に推進することといえよう。そのためには、青少年の教育・学習の領域である家庭教育と学校教育と社会教育が、自らの役割を確実に果たしながら相互の連携を深め効果的な活動を展開することが極めて大切である。また、これら三者が目標を共有する分野では、三者が一体となって取り組むことができる家・学・社融合システムをつくり相乗の効果を発揮できるように運用することが

必要である。その一方策として、子ほめ条例の制定と効果的な実践活動があげられる。

(2) 子ほめ条例の意義

昨今、次代を担う青少年の育成は、地方公共団体の重要な政策課題となっている。特に、学齢児童・生徒(以下「子ども」という。)に[生きる力]を育むために、学校教育の充実をはじめ、家庭教育や社会教育の振興に力点を置いている。また、地域資源を活用した「総合的な学習の時間」をはじめ、子どもを対象とした「地域探検活動」などの体験学習や大人が主役となる「よその子も我が子と同じように褒めたり叱ったりする運動」など地域ぐるみの特色ある活動を展開している。

子ほめ条例も、健やかな子どもの育成を主な目的としている。しかし、従来の活動のパターンと違うのは、大人である地域住民や教師が子ども一人一人を見守り、すべての子どものよさを発見し、“まち(市区町村)”全体で褒める(まちを代表する首長が表彰)ことにある。

子ほめ条例の意義は、子どもを含む地域の結びとが相互理解を深めるとともに、好ましい人間関係が醸成されることにある。また、新しいコミュニティを形成し、地域の教育力の向上や生涯学習によるまちづくりの推進など地域の活性化を促進する原動力ともなるのである。

子どもにとっては、褒められるだけの資質をもち行動ができる自分を再認識し自信をもつことや、大人を信頼し地域を誇りに思うなど、豊かな人間形成にかかわる体験ができるのである。

大人には、このような次代の担い手である子どもを育成する活動に参画し地域社会の一員としての役割を果たすことなどを通して、地域人としての生き方を確立する機会になり得るといえよう。

2 子ほめ条例の現状

子ほめ条例を我が国で最初に制定したのは、栃木県の国分寺町であり、昭和60年10月21日であった。そして、特定非営利活動法人「全国生涯学習まちづくり協会」の調査結果では、平成14年3月現在13の町村で子ほめ条例が制定され実践されていた。

ここでは、これらの地方公共団体の中から、子ほめ条例を制定した時期に焦点をあて3町村の概要を、また、子ほめ条例が制定され実践されているすべての地方公共団体の資料を分析したものを子ほめ条例の概要としてまとめた。

(1) 全国で最初に子ほめ条例を制定した栃木県国分寺町

人口約1万7千人の国分寺町は、昭和60年10月21日に全国に先駆けて「国分寺町児童生徒表彰に関する条例」を制定した。この条例を新聞社が「子ほめ条例」と名づけたのである。当時の若林英二町長が、「条例をつくって全児童・全生徒を義務教育9年間に1回表彰する。」という選挙公約を行い、当選したことから実現したのである⁴⁾。

国分寺町の子ほめ条例の特色は、校長が被表彰候補者となる子どもを推薦することにある。また、表彰者には、表彰状と銅製メダルが贈られるのである。さらに、町長が銅メダルを、教育長が表彰状を授与していることなどである。

なお、条例や表彰文、表彰者数等は資料1(16~17p)を参照されたい。

(2) 「知・徳・体の調和的発達」を“まち”づくりの理念としている岡山県鏡野町

人口約1万2千人の鏡野町は、スイスの教育学者ヨハン・ハインリヒ・ペスタロッチ(Johann Heinrich Pestalozzi)の3H(Head Heart Hand)を“まち”づくりの理念としている。そして、「日本のペスタロッチタウン・鏡野」をキャッチフレーズとし、特色ある施策を展開しているのである。その施策の一環として、子ほめ条例を位置づけている。

子ほめ条例の正式名は、「ペスタロッチ賞(かがみのっ子)表彰に関する条例」であり、平成6年3月25日に制定された。その特色は、小学4年生以上のすべての子どもを小学校卒業までに1回表彰することを原則としていることにある。また、公民館長は地域住民からの被表彰候補者の申し出を受けた場合は、地区の学校と協議し被表彰候補者を教育委員会に上申する。さらに、校長は、学校で被表彰候補者の推薦について協議を行い教育委員会に上申することなどである。

なお、条例や表彰文、表彰者数等は資料2(17~19p)を参照されたい。

(3) 義務教育期間中に4回褒める大分県前津江村

人口約1千6百人の前津江村では、村議会で平成12年9月22日に「前津江村児童生徒表彰に関する条例」が議決され、同年12月10日に施行された。その発案は、平成12年に当時の村長が「子どもたちの意見や発想を施策に取り入れるための子どもの作文」⁵⁾にあった。また、「子どもたちは村の宝であり、前津江村を誇りにし、自分に自信を持って生きていける子どもたちを育てたい。」⁶⁾という大人の願いを施策化することになったといわれている。また、その背景

には、全国的に青少年の犯罪が多発化する傾向の中で、青少年の非行を未然に防止する必要性が論じられた。そして、家庭や地域や学校が子どもをしっかりと見守ることが大切ということから、子ほめ条例の制定を急ぐこととなったのである。

この子ほめ条例の特色は、小学生と中学生、特別の事情がある子どもや高校生を表彰の対象にしていることである。また、それぞれの教育年限において、小学生は3回、中学生は1回表彰されるのである。さらに、過半数の被表彰候補者を発見するのが地域住民ということである。そして、地区主事や民生委員が地域住民から申し出のあった被表彰候補者を該当学校の校長と協議し推薦する。学校では被表彰候補者を職員会議等で協議・調整し校長が推薦するのである。

なお、条例や表彰文、表彰者数等は資料3(19～20p)を参照されたい。

(4) 子ほめ条例の概要

子ほめ条例は、制定した地方公共団体の子どもに対する思いや教育理念に基づき、多種・多様な形態・方法などによって展開されている。しかし、これらの共通点としては、「地域の大人たちが子どもたちに温かい心で接しながら見守り、良さを見つけ積極的に褒める」ことがあげられる。また、該当する地方公共団体に居住している子ども全員を義務教育終了時まで必ず表彰し、その表彰者が首長ということである。さらに、地域と学校が連携を密にしていることや表彰者に表彰状とメダルが贈られていることなどである。

これら子ほめ条例の運用については、次のようなことが一般的といえよう。まず、被表彰候補者の推薦は、学校推薦と地域推薦がある。また、両者の併用や地域からの推薦を学校でまとめるという取り組みも行われている。つまり、教師や地域住民が、子どもの優れた個性や能力、社会性などを家庭や学校や地域社会の中で発見し、校長や公民館長などに推薦するのである。

次に、表彰者の決定であるが、前述の推薦に基づき、被表彰者選考委員会や関係機関などの協議を経て首長に内申し、その内申に基づき首長が表彰者を決定するのである。

その表彰内容は、奉仕賞、健康賞、親切賞、体育賞、学芸賞、勤労賞、ユーモア賞、スマイル賞、特技賞など地方公共団体によって様々である。

一人の子どもに対する表彰回数は、1回から4回まで、また、表彰式も年1回から年5回程度など多様である。

3 事例にみる子ほめ条例の主な成果

子ほめ条例は、制定町村の目的に則した実践活動が展開されており、数多くの成果が明らかにされている。

ここでは、平成15年3月に全国子どもをほめよう研究協議会等が主催し大分県前津江村で開催された「第1回全国子どもをほめよう研究大会—子ほめフォーラムin 前津江」での分科会の発表や資料などに基づき紹介する。なお、発表者の役職は、第1回全国子どもをほめよう研究大会時のものである。

(1) 子ども(表彰者)に与える好ましい影響

前津江村の花田紀子教育長は、「被表彰者である児童生徒は、表彰状が読まれてはじめて自分の『よさ、宝物』を発見する。受賞後の感想文の中に、その時の驚きや感動などがえがかれている。」と語っている。また、感想文に共通していることは、「①当たり前のことをしているのに。②地域の人や大人の方は、よく見てくれている。③これからもがんばりたい。」の3点にまとめられている。さらに、家族賞を受賞した小学4年生の感想文(「私が選ばれるとは思ってなかったのととてもうれしかった。お父さんとお母さんに『家族賞もらったよ。』といったら、お父さんが『あんたのが一番価値のある賞』といった。』)を引用し、「お父さんの言葉によって、子ほめ条例で表彰された喜びが更に2倍にも3倍にもなってこの子の心を十分に満たしているのがわかります。親のひとことの大切さを、ほめることの大切さを、感じます。」とコメントしている⁷⁾。このように、子ほめ条例は、家族の配慮によって相乗の効果が生じるのである。

子どもは、自分のよさを地域の大人や家族に認められ、多くの人々の前で褒められることによって、人から褒められる個性や社会性などをもっている自分に自信や誇りをもつことができる。そして、これらのことは、今後の人生をより善く生きるための動機付けとなり、心の支えともなり得るのである。また、自分の住んでいる“まち”に誇りをもち地域の大人を信頼できるようになるのである。

(2) 受賞後の受賞者への好ましい影響

山口県錦町の谷彰前教育長は、子ほめの効果を調査するために平成10年と平成12年の成人式の時に実施したアンケート調査の結果を発表した。例えば、「平成12年度の調査結果として、72%の新成人が子ほめ条例を続けてほしいと回答していることや、68%の新成人は自分がどんな賞を受賞したかよく覚えていて心に残っていることがわかった。さらに、73%の新成人が受賞を自分の人生のプラスに

なった(「少しはプラスになった」の46%を含む。)と
思っている。』⁸⁾ ことなどである。また、平成14年に実施した国分寺町の30代の受賞者5名からの聞き取り調査でも、同じような傾向がみられた。

これらのことから、約7割の受賞者は、「子ほめ条例が成人するまでの自分の人生により影響を与えた。」と考
えていることがわかった。つまり、受賞者には、表彰を受け
たときに在籍していた学校の教育年限だけでなく、長期間
にわたり好ましい影響を与えているということである。

このように、子ほめ条例は、地域ぐるみですべての子
どもの成長・発達を支援する施策として意義があるといえ
よう。

(3) 地域の大人への好ましい影響

前津江村の被表彰候補者の推薦は、学校推薦と地区推薦
とにわかれている。その表彰者の地区推薦率は、平成12
年度では小学生68.6%であり、平成13年度は43.3%であ
った。しかし、中学生では、平成12年度は24.4%であった
のが平成13年度は59.3%となり、平成14年度は79.6%とな
っている。

また、推薦者である女性は、「……(褒めるといふ)こん
なちょっとしたことを忘れてたり、気づかなかつたりする時
代です。これが今、前津江村が求めている『ほめて大きく
育てましょう。大人も心豊かになりましょう。ともに成長
しましょう。』ということなのですね。今後も子どもたち
にしっかり目を向け、地域の子もたちが一人残らず表彰
されるよう推薦しようと思っています。』⁹⁾ と述べている。

これらのことは、地域の大人が一人一人の子どもの行動
に注目しながら、その子どもの個性としての「よさ(宝)」
を発見し村をあげて表彰するという機運が、年々高まりつ
つある証左といえよう。また、地域の大人や保護者は、子
どものよさを発見することを通して、子どもが誇れる大人
になる必要性に気づき実践していることがうかがえるので
ある。

つまり、大人に対する成果は、子ほめ条例を通して「地
域の宝」である子どもの成長・発達を支援するという、地
域社会の一員として次世代の人間形成に資することができる
ことにある。また、心豊かで人間らしい生き方ができる
契機となれる可能性をも有しているのである。

(4) 地域社会への好ましい影響

前津江村では、子ほめ条例の基盤を確立する施策として、
①青少年の健全育成、②家庭教育支援、③地域の活性化を
掲げている。そして、「大人の地域アニメーター養成講座

〔前津江を元気にする講座〕や「中学生の地域アニメーター講座」をはじめ、「村づくり女性懇話会」などを実施している。これらの学習の成果を生かして、平成15年に開催された「第1回全国子どもをほめよう研究大会—子ほめフォーラムin前津江」では、村民が実行委員会を組織し、行政と協働して企画・運営などにあたった。そして、前津江村の人口の約1割にあたる160名の村民がボランティアとして参画したのである。

このように前津江村は、住民が主役となり“自助、共助、公助”の精神を発揮し、行政と力をあわせて“むら(地域)づくり”をすすめているのである。

子ほめ条例は、大人と子どもの相互信頼に基づいた好ましい人間関係が醸成され、両者とも地域により深い誇りと愛着をもつことが期待できるのである。つまり、家庭教育と学校教育と社会教育が連携・融合し、子どもと大人の心が豊かになる地域ぐるみの子どもの育成活動といえよう。また、子ほめ条例の実践過程を通して、子どもたちに尊敬される大人としての生き方をする必要性を実感した地域の人びとが力を合わせて地域課題を解決しながら住みよい地域社会づくりを行うなど、地域社会の活性化にも役立つのである。

4 子ほめ条例実践上の課題

前述した国分寺町や前津江村、錦町をはじめ、岡山県鏡野町や鹿児島県東町の資料や「第1回全国子どもをほめよう研究大会—子ほめフォーラムin前津江」の分科会での発表などを分析すると、子ほめ条例実践上の主な課題については、次のようなことがいえよう。

(1) 表彰理由の明確化と“どの賞も等価”の周知徹底

子どもたちは、「自分がどの分野でどのような理由で“よさ”を認められ表彰されたのか。また、賞の種類によって価値が違うのか。」ということに関心をもっている。このような表彰の理由や賞の種類と価値など身近な疑問については、絶えず子どもや大人の感想や提言を傾聴するなどして適切な対策を講じることが必要である。

つまり、子ども一人一人のもっている“よさ”を的確に判断し表彰できるようにする必要がある。また、受賞者はもちろん、子どもたち一人一人が納得できる賞の種類で表彰されなければならない。

さらに、すべての賞が同じ価値をもっていることを、子どもたちや大人たちに理解させることが極めて大切である。そのためには、広報活動に創意工夫することも大きな課題といえる。

(2) “まち”の実情に即した表彰の時期の選定

表彰を行う時期は、受賞理由についての納得や感動などに大きな影響を与えている。例えば、「同級生が表彰されているのに自分は表彰されない。」という焦りを感じ自信を喪失する子どももいるということなどである。また、表彰が早すぎると受賞者の表彰分野の活動が息切れすることもある。

そこで、子ほめ条例制定の趣旨を踏まえ、地方公共団体の実情や子どもたちの実態に応じて適切な表彰の時期を決定することが課題となる。つまり、子どもの“よさ”を発見したら、「すぐに行うのか、学期ごとか、年に1回か、小学校に6年間に在籍しているいずれの学年で表彰すればよいのか。また、小学4年生や6年生など学年全員を一斉に表彰することがよいのか。」ということなどを調査研究し、その“まち”の実情に即した表彰の時期となるようにすることである。

(3) 子ほめ条例のねらいを踏まえた被表彰候補者の推薦方法の導入

被表彰候補者の推薦方法は、地域の大人が推薦する方法と学校が独自に推薦する方法が併用されることが望ましい。このような推薦方法は、地域の大人や教師がすべての子どもを「地域の宝」として見守り“よさ”を発見するプロセスの中で、学社連携・学社融合が盛んになることや子どもたちのモデルとなれるよう自らの生き方をふり返るといった効果もあることがわかった。子どもたちも、保護者からではなく、地域の大人や学校の先生から推薦されたことに感動し、感激を新たにすることからでもある。

今後は、これらの推薦方法がマンネリ化しない改善工夫が課題といえよう。例えば、地域推薦が子ども会育成会の役員や民生委員・児童委員まかせになることや学校で行う表彰の延長として捉えることなどを抑止し、絶えず推薦制度が「地域ぐるみで子どもの“よさ”を認めあう。」という原点を踏まえ、実効あるものとする配慮が必要である。

(4) 感動や感謝がただよう表彰方法の開発

子ほめ条例は、地域ぐるみですべての子どもの“よさ”を認めあうことに意義がある。その表徴的なこととして、子ほめ条例を制定し、その条例に基づき住民の代表である首長が子ども全員を表彰するのである。また、多くの子どもたちや地域住民が参画する会場で表彰式が行われている。しかし、諸般の事情から、この方法が形骸化され、例えば、助役や教育長、校長が表彰状とメダルを授与するような場面も見受けられるようになっている。

今後、子ほめ条例の目的やねらいを形として表現でき、感動や感謝を伴う表彰の方法を常に模索し実践することが課題といえよう。

(5) 人生という時系列にわたる子ほめ条例に関する効果の測定

子ほめ条例の効果の測定は、受賞者の感想文をはじめ、被表彰者の選考委員会や推薦者の意見や感想などによって行われているのが一般的である。しかし、受賞者の変容度などを明らかにするためには、これらのことに加えて、受賞者の人生という時系列にわたった継続的な調査が必要である。例えば、錦町での成人式における調査や国分寺町での30代の受賞者に対する事例研究などのことである。

今後は、小学生期、中学生期、高校生期、青年期、成人期など、人生の各期における子ほめ条例の影響を調査研究し、その結果を子ほめ条例の改善充実に役立てることが課題といえよう。

(6) 市町村合併を生かした積極的な対処

今回の市町村合併、いわゆる「平成の大合併」は、我が国と地方公共団体に厳しい財政事情の中で新たな行政サービスを構築する必要性から提起されたといえよう。そのため、この合併は、子ほめ条例にも明るい展望だけでなく新たな課題を生ずる可能性をも有している。

例えば、人口が大規模化し表彰者である子どもも増加することである。現在、子ほめ条例が効果的に実施されている町村は、おおよそ2千人から3万人程度の人口である。これらの人口の範囲が、“まち”全体ですべての子どもを義務教育期間中に表彰するための適正規模といわれている。

一方、明るい展望としては、子ほめ条例が制定されている市町村と未制定の市町村が合併することによって、子ほめ条例が拡充することである。この場合は、制定市町村の積極的な働きかけが必要である。

市町村合併によって、これら適正といわれている人口規模をはるかに越える地方公共団体は、新市として子ほめ条例を制定し、表彰状やメダルを統一することが望まれる。しかし、この場合は、合併前の自治体が責任を持って効果的な運用に努めることができる、いわゆる「連邦制的な子ほめ条例」を創出するなど、より実のある子ほめ条例とするための構想と施策を積極的に構築することが課題といえよう。

おわりに

子ほめ条例は、古くて新しい課題である。特に、青少年の犯罪の多発化や青少年が被害者となる大人の犯罪も増加傾向にある今日、子ほめ条例の制定と効果的な実践は、今日的で緊要な課題となりつつある。しかし、子ほめ条例についての文献は少なく、研究は緒についたばかりといえよう。また、今日の社会環境は、心身ともに健全な青少年の育成を重視しているが、いわゆる「平成の大合併」のように子ほめ条例にとって必ずしも好条件になるとは限らない要件も多々あるのである。

本論文は、子どもの成長・発達を地域ぐるみで支援する子ほめ条例が多くの地方公共団体で制定され、生き生きと展開されることを願って、事例紹介的な内容を多くした。しかし、子ほめ条例の現状や実践上の課題の一部しか考察できなかった。今後は、予想される新たな課題や本研究での残された課題(4 子ほめ条例実践上の課題など)を解決するための実証的な研究をすすめていきたい。

引用文献

- 1) 中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」(平成8年7月19日)第1部の(1)今後における教育の在り方の基本的な方向
- 2) 社会教育法第3条の2、同法第5条の12、学校教育法第18条の2などである

- 3) 今後の家庭教育支援の充実についての懇談会報告『社会の宝』として子どもを育てよう(平成14年7月19日)3の(1)「社会の宝」として子どもを育てる
- 4) 若林英二著「子褒め条例のうちそと」NPO法人全国生涯学習まちづくり協会機関紙「HOWまち」VOL. 19(平成13年12月15日)pp. 4-5
- 5) 前津江村教育委員会「まえつえの宝箱」(平成15年3月) p. 3
- 6) 全国子どもをほめよう研究大会「第1分科会資料」(平成15年3月)p. 20
- 7) 全国子どもをほめよう研究大会「第1分科会資料」(平成15年3月)p. 22
- 8) 全国子どもをほめよう研究大会「第2分科会資料」(平成15年3月)p. 13
- 9) 前津江村教育委員会「まえつえの宝箱」p. 20()内は筆者の意識である

参考文献

1. 清水英男著「地域ぐるみで青少年を育てる『子ほめ条例』の現状と実践上の課題」独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターの今後の調査研究の方向と体制整備について(報告)、平成15年
2. 白石克己他編「学校と地域でつくる学びの未来」(株)ぎょうせい、2001年
3. 福留強著「いまこそ市民革命を」(株)文芸社、2001年
4. 伊藤俊夫編「学校と地域の教育力を結ぶ」財団法人全日本社会教育連合会、平成13年
5. 鈴木真理他編著「社会教育と学校」(株)学文社、2003年
6. 伊藤俊夫編「豊かな体験が青少年を育てる」財団法人全日本社会教育連合会、平成15年
7. 福留強著「生涯学習まちづくりの方法」日常出版株式会社、2004年

資料1

国分寺町児童生徒表彰に関する条例

(通称=子ほめ条) 昭和60年10月21日
国分寺町条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、国分寺町立小、中学校児童生徒の優れた個性を発見してこれを表彰し、もって児童生徒の健全な心身の発達を助長することを目的とする。

(学校長の責務)

第2条 学校長は、次の各号の一に該当する児童生徒を記録し、被表彰候補者として教育委員会に上申するものとする。

- ① 努力賞 学校生活に努力の跡著しい者
- ② 奉仕賞 社会又は個人に奉仕している者
- ③ 親切賞 弱い者を助けている者
- ④ 体育賞 スポーツに優れている者
- ⑤ 学芸賞 学芸に優れている者

2 教育委員会は、前項の上申に基づき、これを町長に内申するものとする。

(表 彰)

第3条 町長は、教育委員会内申に基づき毎学期末又は随時表彰する。

2 被表彰者には、賞状と銅製メダルを贈る。

3 第1項の表彰は、義務教育終了までに1人1回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国分寺町児童生徒表彰状文

小学校

- ・努力賞 あなたは、なにごとにもまじめに力いっぱい努力していますので、町のきまりにより表彰します。
- ・奉仕賞 あなたは、学校や社会のため明るく奉仕していますので、町のきまりにより表彰しま

- ・親切賞
あなたは、よわい人やお友だちにいつも親切にしていますので、町のきまりにより表彰します。
- ・体育賞
あなたは、れんしゅうをつみ運動にすぐれていますので、町のきまりにより表彰します。
- ・学芸賞
あなたは、すすんで勉強し、りっぱな成績でしたので、町のきまりにより表彰します。

- ・奉仕賞
あなたは、温かい心をもって社会や人びとのために奉仕しました。そのおこないをたたえ、国分寺町児童生徒表彰条例により表彰いたします。
- ・親切賞
あなたは、優しい心をもって人びとに親切をつくりました。そのおこないをたたえ、国分寺町児童生徒表彰条例により表彰いたします。
- ・体育賞
あなたは、強い心をもって練習にはげみ、運動技能の向上に努めました。そのおこないをたたえ、国分寺町児童生徒表彰条例により表彰いたします。
- ・学芸賞
あなたは、豊かな心をもって創意や工夫を重ね、学芸の向上に努めました。そのおこないをたたえ、国分寺町児童生徒表彰条例により表彰いたします。

中学校

- ・努力賞
あなたは、明るい心をもってきまりを守り、よく努力して学校生活を送りました。そのおこないをたたえ、国分寺町児童生徒表彰条例により表彰いたします。

- ・学芸賞
あなたは、豊かな心をもって創意や工夫を重ね、学芸の向上に努めました。そのおこないをたたえ、国分寺町児童生徒表彰条例により表彰いたします。

児童生徒表彰関係(平成14年度表彰人員等)

児童生徒数はH14・4・1現在

表彰項目	学校名 国分寺小学校 児童数 523人		学校名 国分寺西小学校 児童数 92名	学校名 国分寺東小学校 児童数 424名		学校名 国分寺中学校 生徒数 519名	合計
	1回目 6/18	2回目 11/6	10/18	1回目 7/3	2回目 10/30	1/27	
努力賞	12	8	5	11	6	5	7
奉仕賞	10	11	1	8	8	1	39
親切賞	6	10	2	6	7	1	32
体育賞	10	10	4	7	7	1	39
学芸賞	7	6	3	4	6	2	28
小計	45	45	15	36	34	10	185
計	90		15	70		10	185

◎ 小学校については、毎年ほぼ同じ数の表彰者となっています。小学校終了までに全員受賞しています。

◎ 中学校については、転校生徒が対象となりますので、表彰者の数が少なくなります。

出所：全国子どもをほめよう研究大会「第1分科会資料」(平成15年3月)

<http://www.akasone.jp/kyouiku/kohome/h14hyousyou.jpg>

資料2

ペスタロッツ賞(かがみのっ子)表彰に関する条例

平成6年3月25日

条例第848号

(目的)

第1条 この条例は、地域ぐるみで児童を守り育て、一人

ひとりの持つ優れた個性を見いだして表彰することにより、ペスタロッツの教育理念にそった児童の健全な心身の発達を促して、未来を担う人づくりに資することを目的とする。

(地域・学校の責務)

第2条 地域住民及び学校長は、次の各号のいずれかに該

当する児童を被表彰候補者として教育委員会に上申するものとする。

- (1) ボランティア賞 地域社会でよく奉仕活動をしている者
- (2) スポーツ賞 スポーツに優れた才能を発揮している者
- (3) 文芸賞 学校や家庭でよく本を読み、創作のよくできる者
- (4) アイデア賞 色々な事柄に創意工夫をしている者
- (5) 勤労賞 家庭や地域でよく勤労をしている者
- (6) 努力賞 家庭や地域社会で色々な事によく努力している者
- (7) リーダーシップ賞 学校や地域で下級生の面倒をよく見、率先模範となって行動している者
- (8) スマイル賞 いつでも誰にでも明るい笑顔で接し、やさしい行いをしている者
- (9) チームワーク賞 地域、学校であたたかい雰囲気をつくりだして仲間づくりに務めている者
- (10) ユーモア賞 地域、学校でまわりを楽しい雰囲気にしている者
- (11) 特技賞 特に優れた技能を発揮している者
- (12) 環境愛護賞 動植物など自然環境の愛護に努めている者

2 教育委員会は、前項の上申に基づき、これを町長に内申するものとする。

(表彰)

第3条 町長は、教育委員会の内申に基づき、表彰者を決定し表彰する。

2 表彰者には、賞状と記念品を贈る。

3 第1項の表彰は、小学校卒業までに一人1回とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(地域・学校及び関係団体の協力)

第4条 この条例の目的を達成するため、地域、学校及び関係団体は連携して万全の対策を図るよう努めなければならない。

(その他)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める

ものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成8年12月26日条例第25条)

この条例は、公布の日から施行する。

ペスタロッチ賞(かがみのっ子)表彰に関する規則

(目的)

第1条 ペスタロッチ賞(かがみのっ子)表彰に関する条例(平成6年条例第848号以下「条例」という)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(被表彰者の対象)

第2条 被表彰者は小学校4年生以下とする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(被表彰者の推薦)

第3条 条例第2条による上申は、被表彰候補者推薦書(別記様式1号)により提出しなければならない。

2 学校は協議の上該当者を学校長名で推薦する。

3 地域住民は公民館長に申し出し、公民館長は地区学校と協議の上該当者を公民館長名で上申する。

(被表彰者の選考会)

第4条 被表彰者の選考のため選考委員会を設置する。

(選考委員の委嘱)

第5条 選考委員を次のとおり委嘱する。

- (1) 議会 2名以内
- (2) 学校長 2名以内
- (3) 区長 2名以内
- (4) PTA 2名以内
- (5) 民生児童委員 2名以内
- (6) 公民館長 2名以内
- (7) 町子連 2名以内
- (8) 教育委員 2名以内
- (9) 助役 1名

(表彰内申)

第6条 教育委員会は条例第2条により上申がなされた時は、選考委員会及び関係機関と慎重に協議して町長に内申するものとする。

(被表彰者決定)

第7条 町長は教育委員会から内申があった場合は内申に基づき表彰者を決定し、関係機関に通知する。

(表彰)

第8条 表彰は必要に応じこれを行う。

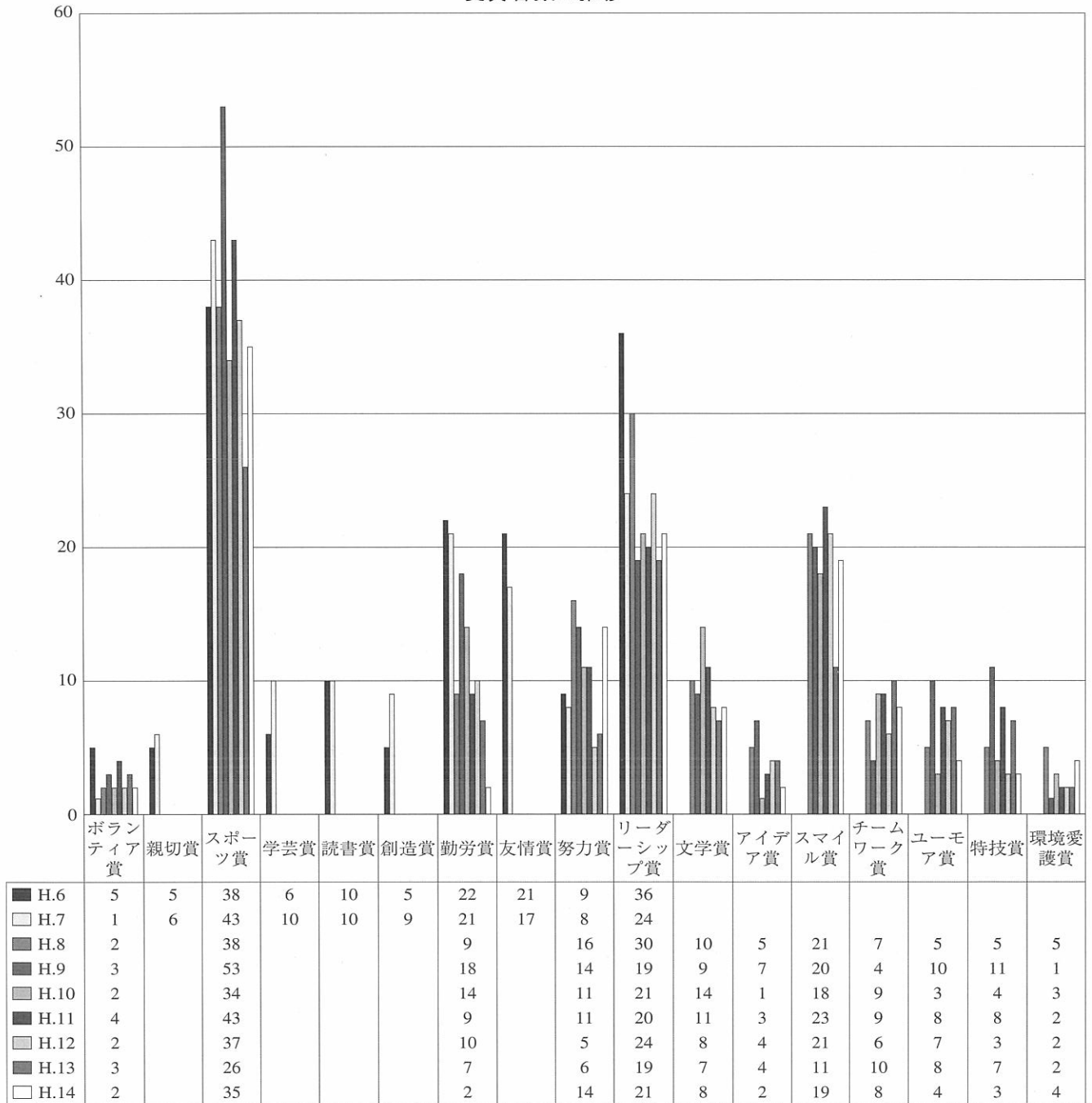
府則

この規則は平成6年4月1日から施行する。

この規則は平成9年1月31日から施行する。

府則

受賞者数の推移



出所：全国子どもをほめよう研究大会「第1分科会資料」（平成15年3月）

資料3

前津江村児童生徒表彰に関する条例

(平成12年9月22日議決，平成12年10月1日施行)

《目的》

第1条 この条例は、前津江村の児童生徒の優れた個性や

能力、社会性を発見し、これを表彰することによつて、心身共に健全な児童生徒を地域ぐるみで育てることも目的とする。

《学校、地域の責務》

第2条 小中学校長及び地域住民は、学校教育並びに日常

の生活の中で次の各号の1に該当する児童生徒を被表彰候補者として前津江村教育委員会(以下「教育委員会」という。)に上申するものとする。

1. 奉仕賞 学校又は社会に奉仕している者
2. 健康賞 基本的な生活習慣を守り、心身の健康に努力している者
3. 親切賞 人に親切な行いをしている者
4. 学芸賞 学業又は文化、芸術に努力している者
5. 体育賞 スポーツに優れている者
6. 努力賞 学校及び社会生活で著しく努力している者
7. 創造賞 いろいろな事柄に創意工夫している者
8. 勤労賞 勤労を尊び、学校、地域づくりに努力をしている者
9. 読書賞 平素からよく本をよんでいる者
10. 友情賞 友達のことを考え、仲間づくりに努めている者
11. 明朗賞 態度がいつも明るく、よく挨拶をする者
12. その他 一号から十一号以外で表彰に値する者

《表彰》

第3条 村長は、教育委員会の内申に基づき、被表彰者を決定し年度末に表彰する。

- 2 被表彰者には、賞状とメダルを贈る。
- 3 第1項の表彰は、小学校又は中学校の教育年限において、小学生は1人3回、中学生は1人1回を限度とする。ただし、特別の事情がある場合及び高校生はこの限りではない。

《学校、地域及び関係団体の協力》

第4条 この条例の目的を達成するため、家庭、学校、地域及び関係団体は連携して万全の対策を図るよう努めなければならない。

《委任》

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に教育委員会が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

前津江村児童生徒表彰に関する規則

(平成12年9月教育委員会規則、平成12年10月1日施)

《目的》

第1条 前津江村児童生徒表彰に関する条例(以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

る。

《被表彰者の上申》

第2条 条例第2条による上申は、次の各号に基づいて推薦を受けた小中学校が職員会議等で協議調整し、学校長名で被表彰候補者推薦書(別記様式第1号)により提出しなければならない。

1. 地域住民は、賞に該当すると思われる児童生徒がいた時はその児童生徒が所属する地区主事若しくは地区を担当する民生児童委員のいずれかに申し出るものとする。
2. 申し出を受けた地区主事若しくは民生児童委員は、被表彰候補者が小学生の場合には小学校長と、中学生及び村出身の高校生の場合は前津江村中学校長と、浮羽町立浮羽中学校委託生徒及び同校出身かつ村出身の高校生は柚木小学校長とそれぞれ協議して児童生徒表彰条例候補者推薦書(別紙個人表)の作成を行うものとする。

- 2 小中学校長は、自ら被表彰候補者の推薦を行い、教育委員会へ上申することができる。

《表彰内申》

第3条 教育委員会は条例第2条により上申があった時は、被表彰候補者を調整して村長に内申しなければならない。

《被表彰者の決定》

第4条 村長は教育委員会より内申があった時は、内申に基づき被表彰者を決定し、関係機関へ通知する。

《表彰》

第5条 表彰は、毎年度末に村長が各小中学校及び分校を訪問して行うものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

表彰者数

	12年度表彰人数	13年度表彰人数	14年度表彰人数
小学生	51名/109 46.8%	67名/109 61.5%	
地区推薦	35名/51 68.3%	26名/60 43.3%	
学校推薦	16名/51 31.4%	34名/60 56.7%	
中学生	41名/80 51.3%	27名/63 42.9%	14名/60 23.3%
地区推薦	10名/41 24.4%	16名/27 59.3%	11名/14 78.6%
学校推薦	31名/41 75.6%	11名/27 40.7%	3名/14 21.4%

出所：全国子どもをほめよう研究大会「第1分科会資料」(平成15年3月)